

医 人 第 695 号

令和2年2月14日

厚生労働大臣 殿

茨城県知事 大井川 和彦

## 医師法第16条の8の規定に基づく協議について

このことについて、医師法第16条の8第3項に基づき、下記のとおり意見を提出します。

## 記

- 1 医師少数県・少数区域における研修体制を充実させることが必要であるため、医師少数県・少数区域に所在する医療機関が基幹施設又は連携施設となりやすいよう認定基準をより柔軟に運用するなどの対策を行うべきである。
- 2 医師少数県・少数区域の施設や基本領域の専攻医確保が十分にできていない施設において、サブスペシャリティ領域の設置により、専攻医確保がより一層困難となることがないように配慮するべきである。
- 3 専攻医の地域偏在・診療科偏在是正のため、医師多数県へのシーリングを厳格化し、専攻医に医師少数県での研修を促進する制度作りをするとともに、専攻医の専門領域選択についてある程度の統制を設けることを検討するべきである。

医政医発 0114 第 1 号

令和 2 年 1 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

医師法第 16 条の 8 の規定に基づく専門研修に関する協議について

令和元年 11 月 8 日に開催された医道審議会医師分科会医師専門研修部会（以下、「専門研修部会」という。）において、一般社団法人日本専門医機構から専門医制度整備指針の改訂及びサブスペシャリティ領域専門研修細則（案）（以下、「整備指針等」という。）が提示されたところです。専門研修部会での議論において、当該整備指針等の改訂は「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）（平成 30 年 10 月 15 日付医政局長通知医政発 1015 第 7 号）第 1 の 1 (2) に該当することから、医師法第 16 条の 8 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の意見を聴いた上で、あらためて専門研修部会において議論することとされました。

つきましては、同条第 3 項の規定に基づき、別添の整備指針等について協議しますので、同通知第 1 の 2 に留意のうえ、意見がある場合は令和 2 年 2 月 15 日までに提出いただきますようお願いいたします。